

裁 決 書

審査請求人

宇都宮市

審査請求代理人

宇都宮市

処分庁

宇都宮市社会福祉事務所長

上記審査請求人が平成29（2017）年10月4日に提起した上記処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく平成29（2017）年6月1日付け保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

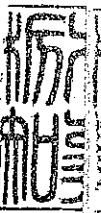
- 1 平成28(2016)年3月、審査請求人の次女が障害年金の受給権を得たことにより、平成28(2016)年4月に3月分の障害年金を受け取ったことから、処分庁は1か月分の障害年金を4、5月に分けて半額ずつ収入認定した。
- 2 平成28(2016)年6月、審査請求人の次女が平成28(2016)年4、5月分の障害年金を受け取ったことから、処分庁は次女の障害年金の収入認定額について、半額分から1か月全額分に認定替えすべきであったが、その処理をしておらず、平成29(2017)年5月31日まで誤った障害年金額を認定することとなった。
- 3 平成29(2017)年4月28日、処分庁が認定誤りを発見し、平成29(2017)年6月1日付けで本件処分を行った。
- 4 審査請求人は、平成29(2017)年10月4日、栃木県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分の原因は、ケースワーカーの怠慢とそれをチェックできなかった処分庁の責任によるものであって、審査請求人が資力があるにもかかわらず、あえて保護を受けたわけではない。
- (2) 一度決定した生活保護について返還を求めるためには、その誤りによって支給された金額が最低限度の生活の保障を逸脱するほど高額であり、支給者がそれをもとに最低限度の生活といえないような贅沢品を購入した等の事実があることを要する。
- (3) 生活保護は、個別の事情を考慮して保護の内容は決定されるのであって、



画一的に計算がされるべきものではない。本件処分を含めた複数の返還金、徴収金をまとめて請求されることは、被保護者の生活が根底から覆され、最低限度の生活の保障がされなくなることは明らかである。

- (4) 平成29(2017)年2月1日の東京地方裁判所判決(平成27年(行ウ)第625号生活保護返還金決定処分等取消請求事件判決)によると、本件処分は、処分庁の裁量権の範囲を逸脱・濫用したものとして違法である。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、審査請求人の次女が受給していた障害年金によって生じた過大な支給に対する事後調整として、審査請求人世帯の生活実態や、自立更生のための必要経費を考慮した上で決定しており、法第63条の趣旨に則ったものである。
- (2) 本件処分に基づき作成した返還金の納付書には、納付期限が記載されているが、納付期限を過ぎてしまったとしても使用は可能であること、また一括での納付が困難な場合は分割での納付も可能であることを審査請求人に説明している。

理 由

1 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 法第63条に基づく返還請求に係る規定について

ア 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

イ 返還対象額は、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」

(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課通知。以下「手引について」という。) IV-2-(2)において、「費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握し、場合によってはケース診断会議を活用した上、必要な措置を講じる。」と規定しているほか、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「返還徴収決定の取扱い」という。) 1-(1)において「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とする事によって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」と規定しており、自立更生のために控除する範囲については、同通知1-(1)-④において「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」と規定している。

(2) 保護の補足性に係る規定について

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

イ また、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

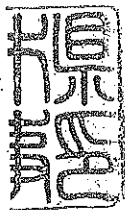
ウ 保護の要否及び程度については、「生活保護法による保護の実施要領に

ついで」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。)第10において「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く。)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と規定しており、最低生活費と対比させ、収入だけでは不足する部分に対して保護は行われることとなる。

(3) 一旦決定された後の法第63条による返還債権に係る規定について

ア 一旦決定された後の法第63条による返還債権については、地方自治法その他による一般的取扱いにより処理されるべきで、法に何ら規定がないものであるが、「返還徴収決定の取扱い」5-(1)において、法第78条に基づく徴収金の保護金品との調整における「生活の維持に支障がない場合について」の記載があり、支出の節約の努力等によって、徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であるとの見解が示されている。

イ また、同通知において、具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば1万円程度を上限とし、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1第1章及び第2章に定める加算(障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く。)の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入にかかる控除額(必要経費を除く。)相当分を、上限額に加えて差し支えないものとする規定されており、法第63条に基づく返還金における「生活の維持に支障がない場合」についても、返還決定後に本通知に準拠することが適当である。



2 本件処分適法性及び妥当性について

(1) 処分庁による審査請求人に対する返還請求の妥当性について

保護の要否及び程度については、実施要領第10において、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること」とされている。

また、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されている。

これを本件についてみると、処分庁の弁明書及びその添付書類によれば、審査請求人の次女が受給している障害者年金については、平成28（2016）年6月から平成29（2017）年5月の期間において、実支給額の半額分しか収入認定されておらず、生活保護費が過支給となっていた事実が確認される。

よって、過支給の原因が処分庁の過失にあるとはいえ、審査請求人世帯は、法第63条で規定する「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当しているものと認められる。

したがって、処分庁の誤りに基づく生活保護費の過支給について、法第63条に基づく返還請求を行うことについて誤りがあったとまでは言えない。

(2) 処分庁が決定した返還額の妥当性について

法第63条では、返還額について、「受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」と規定しており、具体的には、「手引きについて」IV-2-(2)において、「費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれ



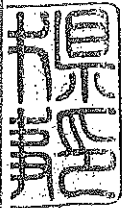
それぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握し、場合によってはケース診断会議を活用したうえ、必要な措置を講じる。」と規定されている。

また、返還徴収決定の取扱い1(1)において、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」と規定されており、具体的な範囲について、同通知1(1)④では、「当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が定めた額」としている。

したがって、法第63条に基づく返還額は、保護の目的達成という見地からの配慮を強く要請される性格のものとされ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、返還金額からの控除が認められる場合があることになる。

これらを本件についてみると、処分庁から提出されたケース記録の写し及びケース診断会議録の写しによれば、処分庁は、本件処分を行うに当たり、平成29(2017)年6月1日にケース診断会議を開催し、審査請求人の生活の実態を考慮し、自立更生のための必要経費として、障害年金受給開始月である平成28(2016)年4月まで遡って障害者加算を適用することによって発生する加算相当額を当初の返還額から控除している。

しかしながら、この事実について、平成30(2018)年6月26日に栃木県行政不服審査会が、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条に基づき、処分庁に対し、意見聴取を行ったところ、処分庁による審査請求人世帯の生活実態の把握については、「世帯構成が審査請求人本人と障害を有する娘二人の三世帯であること」や「隣人トラブルに不安を抱えていること」といった障害者ケアの視点によ



る把握に留まり、返還請求を行うことが審査請求人世帯の自立を著しく阻害するか否かといった世帯の自立更生に係る視点での把握や調査が十分に行われていなかった事実、過誤により不支給となった障害者加算相当額を返還額から控除することが、審査請求人世帯の自立更生に該当する具体的な根拠が示されていない事実及び返還額の算定に当たっては、障害者加算相当額を控除する以外には、具体的な検討をしていなかった事実が確認された。

上記の意見聴取の結果を踏まえると、処分庁は、本件処分を行うに当たり、処分時における当該世帯の経済状況、本件過支給費用を含めた保護費の費消状況等について、具体的な調査をしておらず、審査請求人世帯の生活実態の把握及び生活実態を踏まえた返還金額の検討が十分に行われたものとは認められない。

よって、処分庁は、本件処分に係る返還金額の決定に当たり、厚生労働省課長通知である「手引きについて」で規定されるケースの実態を的確に把握しておらず、また、審査請求人に対し、保護費の返還を求めることが、審査請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討を行っていない中で、その額を決定したものと判断されることから、返還額は妥当なものとは言えない。

(3) 処分庁が行った返還方法の妥当性について

法第63条に基づく返還金については、返還決定後に「返還徴収決定の取扱い」5の(2)に準拠した取扱いを行うことにより、世帯の生活を維持しながら、毎月1万円程度の返還金を捻出することは一般的に可能と考えられる。

しかしながら、上記(2)で述べたとおり、処分庁は、審査請求人世帯の生活の実態の把握等を十分に行っていない中で、本件処分に係る返還金額の決定が行われたものと判断されることから、月々の返還額等といった具体的な返還方法についても、同様に十分な検討がなされたものとは言えない。

(4) まとめ

以上のことから、本件処分は、処分の判断の過程において考慮すべき事項を考慮しておらず、厚生労働省課長通知に則って適正に行われたものとは認められないことから、妥当性を欠くものであり、処分庁は再度その内容を検討すべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30(2018)年10月31日

栃木県知事 福田 富

